

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

○ 討 論

◎議長（宮原真一君） 日程により上程中の議案について討論に入ります。

甲第四十一号議案について、討論の通告があつております。順次発言を許可いたします。

◎大場芳博君 登壇Ⅱおはようございます。自由民主党の大場でございます。自由民主党会派を代表して、甲第四十一号議案「令和八年度佐賀県一般会計補正予算（第三号）」につきまして反対の立場から討論を行います。

甲第四十一号議案の中に、県立大学校舎の建設工事に係る予算、継続費設定額百四十六億六千万円が含まれており、これに異議を唱えるものであります。

今定例会では、県立大学校舎の県建設工事に関し、令和八年度から令和十一年度の複数年度にわたる契約をするための継続費が設定された佐賀県立大学（仮称）整備事業費が提出されております。この事業費は、これまで提出されてきた設置準備事業費や「具体化プログラム」推進事業費などとは明らかに性格を異にするものであります。実質的には県立大学の設置を決定づける極めて重大な予算案であります。

加速度的に進行する少子化、財務省が提唱し波紋を広げた私立大学の四割削減案など、大学を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。そうしたことから、これまで以上に慎重な需要予測と将来を見据えた検証が必要だと感じております。

このような中、県立大学設置に関する政策判断の根幹となる説明は十分とはいえず、数百億円にも上る大規模な県民負担に見合う必要性やその根拠を明確に示されないままに現在に至っています。

また、地元紙佐賀新聞が実施した県立大学開設に伴う県民世論調査によると、反対と分らないを足した割合が過半数となっており、そういう意味では、県立大学設置に関する県民理解は進んでおらず、むしろ、県立大学の具体像が明らかになるにつれ、県立大学は本来に必要なのかとの強い疑念を抱く県民が増えているように感じております。

そして、ここで申し上げたいのは、県民の理解についてであります。本議案に賛成する立場の議員からも、県立大学について県民の理解が十分に進んでいるとはいえず、あるいは、さらなる理解を得る必要があるという趣旨の発言がなされております。

確かに、これまで県民理解を得るため、県では、映画館や新聞での広告、物議を醸したラッピングバスなど、様々な手法を用いて情報発信に取り組まれております。しかし、県民の理解とは、県立大学への期待や理想を語ることでいいのでしょうか。

例えば、少子化による学生確保の見通し、二つ目に、長期にわたる運営費負担などもしっかりと検証し、県民が判断できるだけの情報提供が行われず、むしろ避けてきた感があります。県議会をしながら納得させ得る明確な答弁や、県民を賛成へと向かわせる十分な説明がないままに、県立大学設置に向けた手続が次々に進んでいくことに我々自由民主党会派は大いに危機感を抱いております。県立大学そのものに疑問がある立場だからこそ、もっと議論が必要だと申したいのであります。それは決して建設を決めてからの議論であってはなりません。

例えば、教育振興基本計画の策定に当たって、中央教育審議会の答申と整合性の確認に始まり、学食や部室の有無などの細かい疑問点に至るまで様々な議論が尽くされぬままに、先に建設自体を決めてしまうことに同意できません。必要性を議論し、中身を議論し、既存大学との役割分担を議論し、その上で、建設するのか、どの規模でつくるのかを決める、それが本来の順序ではないでしょうか。これは令和五年十一月定例会の再議の際の我々の主張から一貫しております。

そもそも、なぜそんなに急がなければならないのか。知事は、令和十一年四月の開学に間に合わせるため急務として、今議会での関連予算の可決を求められています。しかし、なぜ令和十一年四月でなければならぬのでしょうか。なぜ数カ月、必要な時間をかけて議論をすることが許されないのでしょうか。あの再議の際には、令和十年四月開学に間に合わせるためとされ、そして今回は、令和十一年四月開学に間に合わせるためとされていますが、そのことに対する明確な根拠は示されておりません。

県立大学は一度設置すれば、簡単に閉じることはできません。長期的な視点に立ち、県立大学を存続させることを前提とし、学生の確保、教育研究の継続、施設の維持をしていかなければならない事業であります。そして、僅か二カ月先には知事選挙があります。百四十六億六千万円という多額な県民負担を伴うこの事業の賛否について、県民自らがその意思を示せる大事な機会と言えます。また、県民の判断を待つことも県議会の責任とも言えます。県立大学を設置することが本当にその費用に見合うものなのか、将来に禍根を残さないと言い切れるのか、本議案が、県立大学の設立に対し半ば包括的な承認につながる重要な案件だからこ

そ、選挙を通じ、堂々と県民に問うべきです。

最後になりましたが、知の拠点となる県立大学は、各都道府県にとって標準装備であることを理由に設置するものではありません。また、開学に間に合わせるため、早く決めることでもありません。佐賀県にとって本当に必要である、既存の大学ではできないものが実現できるという、県民及び県議会の多くの方々の理解を得て設置すべきものと考えます。

政策遂行の根幹をなす県民及び県議会の納得が得られないままでの佐賀県立大学（仮称）整備事業費に反対の意を表します。

県民を代表する多くの議員の御賛同を心より求めて、我が自由民主党会派の反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

◎原田寿雄君（拍手）登壇Ⅱ「自由民主党ネクストさが」の原田寿雄です。

「自由民主党ネクストさが」を代表して、賛成の立場から討論をしたいと思います。

本議会に提案されている甲第四十一号議案「令和八年度佐賀県一般会計補正予算（第三号）」に対して賛成の立場から討論いたします。

これは佐賀県立大学（仮称）整備事業費予算額六百二十一万八千円、継続費設定額百四十六億六千三百三十二万八千円が含まれています。

佐賀県に公立の大学、すなわち県立大学が必要かどうかという判断を下すための議論は、三年半にわたり延べ百九十人の議員が真剣に執行部に問うてきました。教育内容が時代に沿うものか、学生を確保できるのか、これからの社会が求める人材を輩出できるのか、本県の財政の健全性は守れるのかなど、質疑の幅は広く、回を重ねて質問も深掘りされて

いったと思っております。

当初、二年間の庁内検討で提案された案は、文科省の今後の高等教育に求める文理融合、デジタル等の成長分野、地方創生、高校と大学の円滑な接続などは、基本は正しく押さえてあるものの、情報が十分でなかったと思っております。

県議会での予算承認により、本格的な調査検討も進み、議会質問の幅も広がっていきました。

そうした中、学長予定者となる立教大学の山口教授をはじめとする佐賀県出身者である三人の教授が、県立大学構想を具体化する専門家チームとなり、県立大学構想は、これから必要とされる大学とは、人材とは、地元企業とのつながりは、地域社会における大学の意義とはといったことが明確に示され、根本的な疑問や漠然とした不安は払拭されていきました。そして、執行部の検討も進み、答弁もより具体的になっていきました。

専門家チームの検討状況は、毎月、議員に配信され、内容に対する質問にも丁寧な答えられています。不明な点は再度問い、丁寧に分かりやすい説明を受け、我々は理解をしてきました。多くの議員の質問にも疑問を解く答弁がなされてきたと思います。

我々会派としても、また、議員個々でも文科省や総務省へ何度となく足を運び、少子化やAIの進展など、急激に変化する国内外の情勢の中で、国が求める高等教育の姿に対して、都市部偏在の是正などを含め、地方の立場から意見交換を行ったり、時代を先取りしていると評される複数の大学を調査してまいりました。

そして今、新たな大学の必要性を実感しています。日本の高等教育が、

大学が今まさに大きく変化しようとしています。我々が通っていた頃の大学とは違って、劇的に変貌する社会にしっかりと対応し、地域の核となり、地域社会をよりよいものへと進化させようとする大学が求められています。

ゼロからつくる大学だからこそ、できることがあると知事は度々発言されています。全く同意の発言を広島県立叡啓大学の早田教授が、佐賀の県立大学への期待とともに述べられました。既にある広島県立大学の中に新しい学びを取り入れることは難しかったが、新設の同大学では、地元企業との連携は大いに進み、確実に成果も上がっているとのことであります。

佐賀県にも地域の核となる知の拠点が必要です。公立大学がなにかからつくるのかという声も聞かえてきますが、決してそうではない。今ある公立大学を十分に生かし切れていない県もあります。公立大学があれば、存在するだけで地域がよくなるわけではありません。地域をよりよいものにするために、地域の核となり、これから大きく変化していくであろう地域を牽引する公立大学を必ずやつくり、つくらなければならぬということなのです。

また、少子化の時代に大学をつくるのかとの声もあります。日本全体で考えると、その意見は正しい。ただ、首都圏や福岡も含む都市に大学が集中しています。この定員を大幅に削減する対応をしないと、少子化に対する問題解決にはつながりません。

文科省は逆に少子化の中にあっても、地方に大学を確保していくことに言及をしています。しかも、アクセスの確保という言葉で地理的、社会経済的観点から、高等教育の機会均等を訴えています。すなわち、地

方に公立大学をと読み解くことができます。

他県より低い本県の大学進学率が今後上昇することが予測される中にあって、県内に進学先が少ないという高等教育環境がこのまま続くとなれば、県内にとどまる若者が減少していくことは明らかであり、都市部の深刻な人手不足とも相まって、一旦、県外の大学へ進学した若者の多くが佐賀へ戻らないことは容易に想像ができます。

少子化の進行が決して地方の疲弊へつながってはなりません。できる限り早く、一日でも早く手を施さなければならぬと考えます。

産業界も県立大学の開学を待ち望んでおられます。県立大学の課題解決型の学びは、指示待ちではない、自ら課題を見つけて挑戦する、能動的でポジティブな人材の育成を目指しています。フィールドワークなど現場で学び、調査等のデータ分析を行い、決まった答えのない解を導き出していく、農業など一次産業も含めた全産業が就職の対象になると考えます。

今後、全国の自治体職員の確保は大きな課題になるのでは、住民サービスが継続的に維持できるかとの報道もあります。県内十市十町の自治体が今後とも大丈夫かとも危惧しています。県立大学の学びで地域課題解決に挑む若者には、理想の職場と言えるのではないのでしょうか。

こうしたことも踏まえて、少子化の時代だからこそ、佐賀県に県立大学が必要であると考えます。

今回、大学設置の整備に大きな予算が必要となります。決して小さな額ではありません。だからこそ、その使途や効果について厳しく検証していくことは当然であります。

大学生一人当たり幾らの投資金額になるのかという議論もありました。

しかし、大学は学生だけのために存在するものではない。これは、地域の産業界や行政と大学を連携させて、地域の活性化を実現させるという先進的な試みで成果を上げておられる教授らが口をそろえて発言されている言葉です。

大学で郷土愛を育んだ人材が県内で大きく貢献することに加えて、企業の成長や新たな産業を創出し、多くの雇用を生み出すこと、県内の多くの課題解決を行うことで、持続可能な活力ある地域をつくることなど、計り知れない効果が見込めます。

ただ、教育への投資は成果が現れるまで一定の時間を要します。しかし、人が育ち、その人が企業を育て、産業を育て、そして、次世代を育てていく。大学の効用は人材育成にとどまらず、多岐にわたり、時間の経過に従って、その効果は大きなものとなっていくことに疑う余地はないと考えます。大学への投資は人への投資であり、産業への投資であり、佐賀県の未来への投資そのものなのです。

これまで県立大学は議会の承認の下に進んできました。予算承認の下に、すなわち議会の総意として、これまで大学設置へ向け歩みを進め、いよいよ教員採用の面接も行われ、教員確保のめども立ったとの報告を受けたところです。そして、今議会においても、様々な角度から幅広く議論が行われてきました。目指す大学の姿も、学生確保や就職、重要な要素である大学の入り口と出口に関しても、大きく視野が開けた状況だと判断できます。

また、財政面でも安定した県政運営を担保できることが示されました。産業界の力強い協力もいただいています。将来にわたって大丈夫か、これは不斷の努力とともに、より多くの方々がこれからの若者のために、

将来の佐賀の発展のために心を集めて県立大学を育てていくにかかっていると考えています。

今、私たちが考えているのは、一つの大学をつくるかどうかというところだけではないのです。人口が減っていく佐賀県で、これから誰が地域を支え、誰が企業を育て、誰が新しい価値を生み出していくのか、十年後、二十年後の佐賀県にどんな人材を育て、どんな産業を育て、どんな社会をつくるのか、佐賀県の未来を見据えた判断が今求められています。県立大学は、地域の核となる知の拠点として、新たな佐賀を創造していくと確信します。

以上、令和八年度佐賀県一般会計補正予算（第三号）に対する賛成討論といたします。議員各位の賛同を心より願って討論を終わります。

（拍手）

◎武藤明美君 登壇Ⅱおはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。私は、甲第四十一号議案「令和八年度佐賀県一般会計補正予算（第三号）」に反対の立場から討論を行います。

九月十日に繰り上げ採決を行った「九州ふっこう応援割」以外の補正予算となります。今必要な物価高対策に、農業分野、商工業分野、働く人や老人クラブ連合会にも気配りをした対策を組んでいて、県民には歓迎されると思います。

また、今回の補正では、市町立学校体育館の空調整備を促すために、スポットクーラー購入の応急支援整備事業一億五千四百八十万円が提案されています。市町それぞれがこれをきっかけに対応されることは、児童生徒、教職員、地域住民の方にとってよい方向につながっていくと期待しております。

なお、令和七年度決算剰余金約六十五億円の繰越金と、その二分の一に当たる三十二億五千七百万円の財政調整積立金への積み増しについてのあり方は、賛成できないことを申し上げておきます。

さて、今議会は県立大学と新幹線長崎ルートに關しての質問が相次ぎました。県立大学に關して整備事業費、予算額六百二十一万八千円、令和十一年度までの継続費設定額として、合計百四十六億六千三百三十二万円が計上されていたからです。

ここで申し上げておきますが、ある報道で私が県立大学案に賛成するような報道があったようですが、誤報だということを改めて申し上げておきます。そして、私にもちゃんと確認を取って報道していただけたらと残念です。

県立大学については、一般論でいえば、県立大学や武雄アジア大学ができれば、県内の子供たちの進学が増えることはいいことだと思います。経営情報などの新しい経営管理分野が加わることになり、選択肢は増えるでしょう。しかし、私たち佐賀県民が直面しているのは一般論ではありません。大学を選ぶ選択肢が広がっても、そこを選んだ学びの選択肢は狭まると思います。

個別には問題点が幾つもあります。一つは、選択肢が増えて進学率が伸びればいいのかという点です。少子化だからこそ、母数は少なくなり、佐賀大学、西九州大学、新しくできた武雄アジア大学、そして県立大学、短期大学も幾つもあります。ここで学生を奪い合うことになってしまいます。

また、県は県立高校から、県内の高校から推薦枠を決め、一校につき二名ないし三名、百人近くを予定しています。だから、武雄アジア大学

の二の舞にはならないと自信を持ってもらえるようです。それ以外をどういう形にするのか。あとはどうかといえ、総合型、面接や推薦であると半数、一般入試が残りの半数になるのか、学生数もはっきり決まっていなため、この割り当てさえはつきりできない現状です。

高校生と対話をする、大学は県外に行って勉強したい。外の空気を吸って佐賀を見詰め、卒業してから佐賀に戻ってくる、そういう声です。そのためにも佐賀県内での就職先をきちんと確保してほしい、そういう声が多数聞かれます。

知事は、県立大学のない佐賀にどうしても建設したいの思いが強いようですが、佐賀県より随分前にできた他県の公立大学のように、若者に魅力ある幾つもの学部があり、興味や人気のある学部を持つ大学もあります。その頃とは今、事情が違ってきています。

さらに言えば、県立大学の構想として持っている今の学部が果たして若者に魅力があるのでしょうか。設置前に高校生にアンケートを取り、第一希望で定員の一・二倍、定員二百人なら二百四十名の希望がないとクリアできない。認可のハードルは厳しいとも聞きます。

近隣の佐賀大学、久留米大学、熊本大学などの競合面ではどうなのかなども、申請作業に反映させなければならないものではないでしょうか。

県は一度、令和十年四月としていた開学予定を令和十一年四月に延期しています。令和十一年四月開学となれば、令和十年夏には認可が下りなければならぬでしょう。であれば、令和九年、来年九月には申請を出すスケジュールになると思われます。それまでに果たして学生数をどう決めていくのか。いつまでも二百人ないし三百人と言っているわけにはいかないと思います。学生数に応じて教授陣を整えなければなりません。

んが、今の時点で学生数が未定で、はっきりしていないではありませんか。準備の点でどうなっているんだろうかと心配です。

新しい学部・学科を増やすかもしれないとも今さらのように県は言いますが、今のままでは時間ばかりがたつて、計画倒れのようになっていないではないでしょうか。

県は「チェンジ・メーカー」をつくる。PBLで課題解決型の教育をしていくと言いますが、しっかり学生として学び、知性を身につけ、自らを高めつつ、いろんな体験もしていくことが大事です。県の説明を聞けば聞くほど、焦点が定まっていなではないか、そういうふうに感じております。

県内有識者の方が、県の計画は危うい。現状の在り方で、果たして認可が下りるのかと指摘し、心配をされています。今回の予算提案は、あくまで校舎関係建設のみです。予算額六百二十一万八千円プラス継続費設定額、令和十一年度までの合計で百四十六億六千三百三十二万円です。実施計画における令和八年八月時点の建設費は百二十一億円、今後の物価高騰や人件費の上昇率も見込んで、工事監理費等も合わせて百四十六億六千万円となっています。A館、B館、C館の三棟の校舎建設費ですが、B館、C館は開学に間に合うけれど、A館の利用は一年遅れとなるようです。この事業費はあくまで建設費のみですが、経営情報などの授業内容からいっても、コンピュータのシステム関係、学内の机、椅子、応接セット、書籍棚などの備品は別枠です。そこを考えると二百億円近くになるのではないかと。超えるのではないかと。そういった心配もありますし、今後の運営費などの予想を見ても、事業費が膨らむことは明らかです。県債活用に交付税措置があるものと言いますが、お金に色はつ

ておりません。ほかの分野に使っていただきたい交付税が窮屈になるのではと懸念いたします。

いつかも申し上げましたが、県OBの人たちが、知事の、他県にはあるが、佐賀県にないという発想での県立大学建設について、知事が何が何でも突き進むという態度に心配でたまらない、知事に物を申すことができなくなっているんじゃないかと、県行政の在り方を心配しております。

私は、知事の再議をしてまでも県立大学ありきで突き進む態度に納得できません。再議を行ったときの丁寧さに欠けるがむしろさは一体何なんだろうと不思議でなりません。本当に進めたいのであれば、県民の理解と納得に時間をかけるべきではないでしょうか。財政的にも、大学の内容にしても、このままでは納得できません。一旦立ち止まって考え直していただけたらよかったですのではないかと思います。今このときもそう思っております。

さて、地域交流部交通政策課の予算として、新幹線対策費、環境アセスに向けた技術検討会対応費一千七十四万円が計上されています。つまり環境アセスメントに向けての一步を進める予算です。フリーゲージトレインが頓挫して、それでも長崎―武雄温泉駅にフル規格の新幹線が開業し、四年たちました。リレー方式として武雄温泉駅で一つのホームの左右に特急と新幹線が乗り入れて、数歩歩いて乗り換えることに特段の不便さは感じません。

知事はこの間、特に平成三十一年度以降、合意しているのは武雄温泉から長崎の新幹線整備のみ。武雄温泉から新鳥栖については、新幹線の整備は求めている。そんな中で前に進むことはあり得ないとして、与

党検討委員会の揺さぶりにも動ぜず、毅然と対応してこられました。

ところが、去る七月十七日に突然、数カ月及ぶ水面下の協議を重ねて、国交省、水嶋次官と知事による二者合意を発表されました。これは環境アセスメントをするための二者合意です。令和二年からの「幅広い協議」が開始されても、環境アセスについては合意できていないので、その話をする環境にはないとの態度も示されました。立派な態度だったと思います。今回の合意は、水嶋次官も、佐賀の置かれている財政負担や在来線の利便性低下の問題もあり、フリーゲージ断念によって現在の状況になっていると理解を示してくれたからとされています。ルートも決まっていらないのに環境アセスに入る準備することに、まず驚きました。

しかし、北陸新幹線の敦賀―新大阪のルート一本化が難しい中で、ルートに幅を持たせた形で評価したという前例があるとしてのこの進め方です。

しかし、合意の中身を見ても、長崎県と佐賀県が受益の程度等によって共同して負担することが適当だ、佐賀県の負担は上限を設けるなど、特別の配慮を行う、交付税措置率も考えていくなどと書かれてはおりませんが、長崎県側の了解を得ていない段階で合意され、後から長崎県知事が合意を尊重すると言ったとしても確約ではなく、佐賀県、長崎県側の、また長崎県民の理解をもらったわけではありません。

在来線にしても、武雄温泉から新鳥栖間の開業前本数を確保すると言われても、先行した鹿島方面の特急四十五本から十本に減らされた現在を知る者として、それほど期待は持てません。

佐賀県は、長崎新幹線をフル規格化するために軽く扱われていくのではないかと、その犠牲と負担の大きさを本当に悔しく思います。フル規

格、フル規格の大合唱に流されていくことは残念です。これまでの知事の沈黙を頑張ってほしいと思っていたので、本当に残念です。

環境アセスメントのための合意とはいえ、この予算はフル規格の具体化の一環として技術検討会を立ち上げる予算です。私はこのことによつて、よく揶揄的に使用される整備新幹線は政治新幹線と言われることがまさしく言えているなど痛感したところです。

以上述べてきましたが、令和八年度一般会計補正予算（第三号）に反対の意思を表明して、討論といたします。

◎藤崎輝樹君（拍手）登壇Ⅱおはようございます。藤崎輝樹です。

私は県民ネットワーク会派を代表して、甲第四十一号議案「令和八年度佐賀県一般会計補正予算（第三号）」に対して、とりわけ県立大学の整備に係る継続費約百四十六億六千万円について、賛成の立場で討論を行います。

県立大学の議論を振り返りますと、平成十一年の六月定例県議会、井本元知事は、二十一世紀を迎える大きな節目に、新しい時代への架け橋として大学等高等教育機関構想の予算を提案されました。

その七年後、平成十八年六月議会では、古川前知事が、「県立大学の設置については、平成十一年度以来、何度となく議論をし、難しいと結論が出、さらにまた検討のやり直しということで今日まで来ております。私も、大きく時代が変わっていく中で、何とか持続的に大学経営ができる形で県立大学ができないかということについて、庁内にも検討チームを設けて検討をしている」、このように発言をされています。

県としては、国立大学の再編統合の動き、あるいは独立法人化などの大学改革の動きを見ながら、新たな制度の中で新しい考え方に立って県

立大学の設置を検討していく方針であったと理解をしております。

井本元県政、古川前県政と県立大学の設置を共に検討されていますが、結果として、残念ながら設置には至りませんでした。当時としてはやむを得ない判断であったのだろうと察します。

県立大学の設置にはそれだけ厳しい課題があることは、県議会において、この三年半にわたり、延べ百九十人の議員から質疑や質問が行われていることから分かります。

私自身としては、県立大学建設の最大の課題は、県民の理解と受け止めております。県民の理解を進めるため、知事はどう県民と向き合うのだろうか。県立大学の議論を行う際には、県議会と向き合う知事の姿勢に注目しておりました。県政運営は、県民の理解と協力の下、進めていかなければならないと思います。

しかし、全ての施策において、そうできるかといえば、そうとも言い切れない面もあります。場合によっては、県民の意見が分かれる事業に県が取り組むこともあるからであります。そのようなときにでも、県民の意見が分かれる事業であればあるほど、理解を得る努力を重ねることは当然であります。

その上で、県民との信頼関係を土台として、知事が将来を見据えて決断し、その成果について後世の評価を受けることも一つの責任の果たし方ではないでしょうか。

四年前の選挙で県立大学を公約に掲げて当選された山口知事が、初登庁の訓示で、しっかりと信頼される県庁づくりが進んでいるからこそチャレンジする資格があるのではないかと職員に伝えておられます。この言葉には、それまでの県政運営を通じて県民との信頼を築いてきたと

いう知事自身の思いが込められていると思いました。そして、県立大学構想の具体化事業費について、県政初となる再議を県議会に求められたことで、大学設置に取り組む不退転の決意を知事は示されました。

佐賀県の発展のため、強い意志を持って県立大学設置に取り組む知事の姿勢は私自身強く受け止めております。あとは、県立大学に関する県民の疑問や不安な意見にどう応えていくのかであります。

県立大学に関しては、県民の方から厳しい意見を聞くこともあります。人口減少、少子化が進む中、大学を取り巻く環境が厳しくなっているのに、多額の県費を必要としてまであえて県立大学をつくらなくてもいいのではないか、そういう考えがあることも承知しております。県民の声を否定することはできません。そうであるから、県議会で三年半以上にわたり、学生確保、教員確保、高校との連携、企業や地域との連携、卒業後の県内就職、開学後の運営、県財政への影響などについて、述べ百九十名の議員が繰り返し県民の意見を踏まえ、執行部の考えをただしてまいりました。

そして、度重なる審議を通じて、県民から寄せられた疑問や不安について県がどのように対応していくのか、一つ一つ確認をしてまいりました。さらに、公立大学の役割機能強化についても理解を深めることになりました。

特に県立大学には、地域における高等教育の機会を提供することにあわせて、地域社会の知の拠点としての役割を果たすことがより重要となります。

少子化がさらに進む将来に向けては、単に大学を存続させるだけではなく、地域の人材需要に合わせた適正な規模を考え、他大学との連携を

進めながら、地域における知の拠点として最大限に生かすことが重要になります。「チェンジ・メーカー」育成のためであります。単に学生を集めるだけではありません。卒業した若者が地域に定着し、地域に貢献できるよう、特色ある教育を行うこと、地元の高校、他の大学との連携を進めること、佐賀の企業、地域とつながること、そうして卒業した若者が佐賀で働き、佐賀で暮らし、佐賀の未来を担っていく、県立大学には、その地域になくてはならない、真に地域へ貢献する質の高い基盤としての役割が求められているわけであります。

さて、それでは、県立大学がない佐賀県において、こうした知の拠点づくりに県議会はどのように関わればいいのかでしょうか。

県立大学を設置することで、大学が地域の知の拠点としてどのような役割を果たしているのか、その運営や成果を継続して県議会が議論できることも県立大学をつくる大きな意義の一つだと考えます。

大型の事業は時間を要します。そして、タイミングも必要であります。佐賀県内を見渡せば、これまでも県民の意見が分かれる中で、困難な課題に挑戦し、実現してきた事業が数多くあります。多くの議論があり、多くの課題があり、関係者の方々の大変な努力がありました。しかし、そのときに決断したからこそ、今日、私たちはその恩恵を受けております。

平成十一年の大学等高等教育機関構想から四半世紀以上、約三十年経過している県立大学設置の検討に、今こそ結論を出し、未来へ向けて県立大学を活用する決断を私たち県議会が求められていると考えます。

佐賀県政にとって重要な局面であり、将来の県政史にも残る採決になるものであります。県民の声を聞き、議会で議論を重ね、その上で未来

の佐賀県に必要なものは何かを考えた結果として、私は賛成をいたします。

賛成する以上、開学して終わりではありません。県民の皆様から、県立大学をつくってよかったと思っていただけるようにしなければなりません。そのためには、県議会として開学後の運営や成果を議論し続けていくことが必要であります。開学後の県立大学を見守り、その成果を問いつけていくことは、県議会の重要な役割の一つとなるものと考えます。

以上を申し上げた上で、県立大学を未来の佐賀県民の財産とするため、議員各位の賛同をお願いして、本議案に賛成する討論といたします。

（拍手）

◎木村雄一君（拍手）登壇＝公明党の木村雄一でございます。

私は、佐賀県立大学の校舎建設費等を含む甲第四十一号議案「令和八年度一般会計補正予算（第三号）」に賛成の立場から討論いたします。

県立大学については、令和五年二月に山口知事より「県立大学の基本的な考え方」が示され、パブリックコメントや県民座談会の開催を経て、同年十一月に基本構想（案）が取りまとめられました。そして、その構想を具体化していくための予算案が県政史上初の再議を経て可決をされ、山口和範学長予定者をはじめとした専門家チームの皆様の御議論の下、令和七年二月に「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」の整理に至るなど、徐々にその全体像が明らかにされてまいりました。

しかしながら、県立大学については、地元紙の二回にわたるアンケートにおいて賛成が過半数に届かず、県民の理解が十分に深まっているとは言いがたい側面もあることから、公明党としても、県民の皆様の理解促進につなげる思いで、多くの論点を示し、質疑を重ねてまいりました。

県民の代表である我々県議会議員が延べ百八十人を超える質問者を数えるほどに熟議を重ね、県立大学の全体像を明確化するとともに、時に厳しい指摘もよりよい学習環境の整備につながる提案へと昇華させるなど、価値ある議論を積み重ねてきたものと考えております。

これまで議会の中で示された慎重な意見を総括いたしますと、少子化の中で学生の確保、県財政への影響、卒業後の県内就職、県内他大学との競合という大きく四点に集約されると考えます。

私たち公明党は、これまでの質疑を通じて、県内高校への推薦枠の設定などで入学者数を確保できること、県立大学が設置されても財政の健全性が保たれること、県内産業界との連携により県内就職を促進すること、「地域構想推進プラットフォーム」による県内他大学などと連携した人材育成などについて、知事及び執行部から明確な見解が示されたことをもって、県立大学の設置に係る懸念については一定程度払拭できたものと考えております。

もちろん県立大学の設置だけで、本県の生産年齢人口の減少という課題の全てが解決するわけではありませんが、大学が有するシンクタンク機能により、本県の産業、雇用、子育てといった施策のブラッシュアップも期待でき、人口減少問題に対する県全体の政策効果の底上げにつながるものと考えます。

名剣はたたかれるほど、よい剣になると言われています。刀鍛冶が熱い鉄を何度かたたいて不純物を飛ばし、強靱な刀をつくり出すように、この約三年半にわたる県議会と執行部との真剣な議論は、不確実性の高まる現代において、課題解決能力を持った「チェンジ・メーカー」を輩出していくために不可欠な大変意義深い論戦であったと確信をいたします。

す。

明年、文部科学省への設置認可申請を行うに当たり、その基盤となる校舎建設費などを含んだ本補正予算案に対し、多くの議員の皆様の御賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。（拍手）

◎議長（宮原真一君） 以上をもちまして、討論が終了し採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（宮原真一君） 甲第四十一号議案を採決します。

これは、令和八年度一般会計補正予算（第三号）についての議案であります。

甲第四十一号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 起立者多数と認めます。よって、甲第四十一号議案は原案のとおり可決されました。

ただいま議決いたしました議案を除く他の議案については、討論の通告はあっておりますので、討論なしと認めます。よって、直ちに採決に入ります。

まず、甲第四十二号議案及び甲第四十四号議案を一括して採決します。

これは、令和八年度財政調整積立金特別会計補正予算（第二号）及び令和八年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）についての議案であります。

以上二件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 起立者多数と認めます。よって、以上二件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第五十四号議案を採決します。

これは、国営土地改良事業に対する市町の負担についての議案であります。

乙第五十四号議案についての委員長の報告は可決であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 起立者多数と認めます。よって、乙第五十四号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十三号議案を採決します。

甲第四十三号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、甲第四十三号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第五十号議案から乙第五十三号議案まで四件、及び乙第五十五号議案から乙第五十七号議案まで三件、以上七件の議案を一括して採決します。

以上七件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、以上七件の議案

はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第五十八号議案を採決します。

これは、公安委員会委員の任命についての議案であります。

乙第五十八号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、乙第五十八号議案は同意することに決定いたしました。

○意見書案提出

◎議長（宮原真一君） ただいま議長の手元に意見書案が三件提出されました。

これは、皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（意見書案）

○意見書案上程

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

意第九号意見書案から意第十一号意見書案まで以上三件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、以上三件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第九号意見書案につきましては、議員全員の提出によるもので、内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより意第九号意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあつておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○採決

◎議長（宮原真一君） 意第九号意見書案を採決します。

これは、私学助成の充実強化等に関する意見書案であります。

意第九号意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、意第九号意見書案につきましては可決されました。

お諮りいたします。

意第十号意見書案及び意第十一号意見書案につきましては、提出者の説明を省略いたしたいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、意第十号意見

書案及び意第十一号意見書案につきましては、提出者説明を省略することと決定いたしました。

これより意第十号意見書案及び意第十一号意見書案につきまして質疑に入りますが、いずれも質疑の通告はあっておりますので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

意第十号意見書案及び意第十一号意見書案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、意第十号意見書案及び意第十一号意見書案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより意第十号意見書案及び意第十一号意見書案について討論に入りますが、いずれも討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

まず、意第十号意見書案を採決します。

これは、化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書案であります。

意第十号意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、意第十号意見書案につきましては可決されました。

次に、意第十一号意見書案を採決します。

これは、軽油引取税の課税免除措置の継続等を求める意見書案であり

ます。

意第十一号意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、意第十一号意見書案につきましては可決されました。

○ 継 続 審 査

◎議長（宮原真一君） 次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査申し出がありました。

（閉会中継続審査申出書）

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、今期定例県議会の全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決されました各議案について、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜、議長の手元において訂正することに御承認を願っておきます。

○ 閉 会

◎議長（宮原真一君） これをもちまして、令和八年九月定例県議会を
閉会いたします。御苦労さまでした。

午後零時五分 閉会

議 事 課 副 課 長	高 田 一 弘
同 議事・記録担当主査	松 尾 重 治
同 議事・記録担当会計年度任用職員	石 丸 宏 子